



# 埼玉県報

第 2910 号  
平成 29 年(2017 年)  
6 月 20 日  
火曜日

## 目次

### 告示

- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示（商業・サービス産業支援課）
- 和光都市計画事業中央第二谷中土地区画整理事業の事業計画の変更（第 7 回）（市街地整備課）
- 県道弥藤吾行田線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）

## 告 示

### 埼玉県告示第七百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）熊谷上之商業施設計画

埼玉県熊谷市上之字吉原三千百十四番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 住宅地が隣接していることから、操業の時間等、騒音発生について十分な配慮をお願いします。また、荷捌き車両停車中及び駐車場では、アイドリグ・ストップを励行し、発生苦情に対しては誠実に対応してください。

(2) 店舗から排出される廃棄物については、分別を徹底して、適正な処理をお願いします。

(3) 青少年の健全育成や非行防止の観点から、これらに関する店内放送の実施や、警備員の巡回等の配慮をお願いします。

(4) 商業施設付近の道路は中学校の通学路になっているため、通学中の生徒に対する安全対策をお願いします。

#### 二 縦覧期間

平成二十九年六月二十日から平成二十九年七月二十日まで

#### 三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第七百二十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第一百十九号）第三十九条第一項の規定により土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第四項の規定により公告する。

平成二十九年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

#### 一 組合の名称

和光市中央第二谷中土地区画整理組合

#### 二 事業施行期間

平成四年十一月十三日から平成三十三年三月三十一日まで

#### 三 施行地区

埼玉県和光市大字下新倉字谷中、東妙蓮寺、西妙蓮寺、谷戸、谷戸島、谷中川、庚塚の各一部

埼玉県和光市大字新倉字向坂の一部

#### 四 事務所所在地

埼玉県和光市下新倉二丁目十五番四号

#### 五 設立認可の年月日

平成四年十一月十三日

#### 六 変更認可の年月日

平成二十九年六月二十日

## 告 示

### 埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年六月二十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 弥藤吾行田線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>地先まで</p> <p>同市江波字下北浦一六番八〇</p>	<p>熊谷市弥藤吾字東王子四八四番 一地先から</p>	<p>区 間</p>
<p>一〇・〇五 二四・四三</p>	<p>六・二七 一四・二九</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一〇五五・七〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
		<p>備 考</p> <p>歩道整備工事である。</p>